

# 茨城県土木部における「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」に向けた主な取組

～働き方改革等の促進による建設業の魅力向上～

## 背景

建設業就業者の高齢化に伴う大量離職等により、就業者不足が見込まれていることから、将来に亘ってインフラの整備・維持管理とその品質確保や、災害対応など地域の安全・安心を継続的に確保するため、建設業の担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

## 取組内容

### 人材の確保、働き方改革の推進に向けた取組み

### 省人化・省力化に向けた取組み

### 災害への対応

#### 建設産業振興

若年者・女性就業者の入職促進  
茨城県魅力ある建設事業推進連絡会議  
(CCI茨城)

※女性が活躍できる職種としてPR

##### 建設フェスタ

一般職員（小学生とその家族）向け

##### インターンシップ

大学生・専門学校生・高校生向け  
(普通科高校にも受け入れ拡大)

##### 現場見学会

建設系学科の高校生・専門学校生向け

##### 現場体験学習

中学生向け

##### 優良建設業者表彰

#### 就労環境の改善(働き方改革の促進)

##### 現場環境の改善

快適トイレの設置

快適トイレ普及促進工事

##### 就業者の処遇改善

直接雇用の促進  
雇用条件の改善

適正な賃金支払等

適正な予定価格の設定

ダンピング受注防止対策  
・低入札価格調査制度等の活用\*  
・総合評価方式

入札参加資格での評価(インセンティブ)\*

CCUS活用工事

社会保険等  
加入対策\*

##### 長時間労働の是正

時間外労働の削減  
定期的かつ安定的な  
休暇の確保

週休2日制の導入促進  
人員配置等の効率化

適正な工期の設定

週休2日制促進工事

施工時期の平準化

ゼロ債務負担行為の活用\*  
余裕期間制度\*  
速やかな繰越手続\* など

#### 生産性の向上

##### 情報通信技術の活用等

時期配分による  
効率化

施工方法による  
効率化

施工手続きの  
効率化

現場施工の効率化

ICT(情報通信技術)の活用

ICT機器による施工  
ICT活用促進工事  
or  
遠隔臨場

書類の簡素化  
土木工事書類標準化ガイド  
検査書類限定型工事

情報共有システム

電子契約

電子納品

#### 円滑な災害対応

建設業団体等との  
連携強化

緊急時の適切な  
入札・契約

関連団体との  
協定締結

随契・指名競争  
入札の活用\*

※監理課所管

給与 休暇 希望

### 新3K

建設業の魅力度向上

建設業の担い手の中長期的な育成・確保

災害時の緊急対応の  
充実強化

- 凡 例 -  
R1品確法改正  
H26品確法改正

# 週休2日工事の取組について

## 【発注者の取組】

- ・2023年4月から完全週休2日制に加え、4週8休制を新たに導入。
- ・対象を全工事に拡大し、3千万円以上は、発注者指定型としている。

発注方式	発注者指定型		受注者希望型	
	形式	完全週休2日制	4週8休制	完全週休2日制
休工対象日	原則土日	2/7の日数 ※月単位	原則土日	2/7の日数 ※月単位
対象工事	3千万円以上		3千万円未満	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業1か月未満、緊急対応工事を除く</li> <li>・「完全週休2日制」「4週8休制」を選択</li> <li>・発注者が認める場合は金額によらず「発注者指定型」「受注者希望型」どちらも適用化</li> <li>・経費補正(実績に応じて設計変更)</li> </ul>			

## 【受注者の取組】

- ・茨城県建設業協会では県内公共工事のすべての土曜日一斉休工日を設定。

もっと遊ぼう!  
いっぱい輝こう!

毎月のすべての土曜日一斉休工  
県内公共工事一斉休工日

令和5年4月～令和6年3月

一般社団法人 茨城県建設業協会 <http://www.ibaken.or.jp/>

技術等評価項目の概要

※ 技術等評価項目での加点は、県内に本店を有する者に限る。

項目	内容	配点																							
<p><b>働き方改革</b></p> <p>○「働き方改革」の評価項目について ・以下のいずれかにより算出される数値が評価点となる（重複加点は行わない。）。</p> <table border="1" data-bbox="34 558 625 851"> <tr> <td>労働条件審査・審査適合企業</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>労働条件審査・改善計画実施企業</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>労働条件審査・審査受審企業</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>健康経営優良法人</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>働き方改革優良企業+週休2日等</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>働き方改革優良企業</td> <td>5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>働き方改革推進企業+週休2日等</td> <td>2点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>働き方改革推進企業</td> <td>2点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いばらき健康経営優良法人</td> <td>2点</td> <td></td> </tr> </table>	労働条件審査・審査適合企業	20点	労働条件審査・改善計画実施企業	10点	労働条件審査・審査受審企業	5点	健康経営優良法人	20点	働き方改革優良企業+週休2日等	5点	5点	働き方改革優良企業	5点		働き方改革推進企業+週休2日等	2点	5点	働き方改革推進企業	2点		いばらき健康経営優良法人	2点		<p>以下の（1）～（4）のいずれかにより算出する数値</p> <p>(1)「労働条件審査」を受審し、審査適合企業の認定を受けている者又は「健康経営優良法人」の認定を受けている者に対して20点</p> <p>(2)「労働条件審査」を受審し、改善計画実施企業の認定を受けている者に対して10点</p> <p>(3)「労働条件審査」を受審している者に対して5点</p> <p>(4)「働き方改革優良企業」の認定を受けている者に対して5点、「働き方改革推進企業」又は「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けている者に対して2点（重複加点は行わない。）「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」であって、週休2日又は4週8休による労働環境改善に取り組んでいる場合、5点加算</p>	<p>(1) 20点</p> <p>(2) 10点</p> <p>(3) 5点</p> <p>(4) 2～10点</p> <p>(1)～(4)のいずれか最大20点</p>
労働条件審査・審査適合企業	20点																								
労働条件審査・改善計画実施企業	10点																								
労働条件審査・審査受審企業	5点																								
健康経営優良法人	20点																								
働き方改革優良企業+週休2日等	5点	5点																							
働き方改革優良企業	5点																								
働き方改革推進企業+週休2日等	2点	5点																							
働き方改革推進企業	2点																								
いばらき健康経営優良法人	2点																								

# 「民間工事における適正な工期の確保に係る連絡会議」の開催

○民間工事における適正な工期の確保を図ることを目的に、関係団体等と、民間工事における長時間労働の改善に向けた連絡会議を開催しました。

## 【第1回会議：R4.7.15】

- 現状や国・県の取組等について情報共有を行い、意見交換を実施。
- 出席者からは、発注者の認識をどのように変えていくかが課題等の意見があった。
- 今後の取組として、茨城県土木部が作成したリーフレット「建設工事の発注者の皆様へ 工期ダンピングはやめましょう」（別添）を活用しながら、関係団体等がそれぞれの取組を行っていくことを確認した。

## 【第2回会議：R4.12.14】

- （一社）茨城県建設業協会から、設計・監理業務からの「適正な工期確保」に向けたアプローチについての提案があった。
- 意見交換では、本提案を踏まえ、「関係者が声を上げ発注者の意識を変えていく必要がある」等の意見があった。



### <出席者（関係団体）>

- （一社）茨城県建設業協会・（一社）茨城県建築士会・（一社）茨城県建築士事務所協会
- （公社）茨城県宅地建物取引業協会・（公社）全日本不動産協会茨城県本部・茨城県住宅協会
- 茨城県土木部（検査指導課・建築指導課・住宅課・監理課（事務局））

# 工期ダンピングは やめましょう

工期ダンピング(著しく短い工期での請負契約)は、建設業法で禁止されています。



工期ダンピングは、建設業の就業者に長時間労働を強いるだけでなく、事故の発生や手抜き工事につながる恐れがあります。



建設業者は、発注者の皆様にとって重要なパートナーであることをご理解いただき、適正な工期の設定をお願いします。



## 工期ダンピングとは

- 「その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約」（建設業法第19条の5）をいいます。
- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」を踏まえていない場合、過去の同種類工事の工期より短い場合、違法な長時間労働等の不適切な状態で工事を行うことをいいます。

## なぜ工期ダンピングが禁止されたのですか

- 建設業は、社会資本の整備や維持管理の担い手であり、災害時には「地域の守り手」として、地域社会の安全・安心を守る役割を果たしていますが、他の産業に比べて相当長い労働時間となっています。
- このため、官民一体となって働き方改革を進めていますが、工期ダンピングによる早出・残業や土日・休日出勤が、長時間労働の原因となっています。
- このような状況を改善するため、令和元年に建設業法が改正され、工期ダンピングが禁止されました。

## 「工期に関する基準」とはなんですか

- 適正な工期の設定や見積りにあたり、発注者と受注者が考慮すべき事項が記載されたものです。（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告）
- 裏面に、考慮すべき事項をチェックリストにしましたので、ご活用ください。



## どのような場合が、 工期ダンピングになるのですか

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、建設業者に対して、一方的に通常よりもかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者が、通常必要と認められる工期を発注者に提示したにもかかわらず、それよりもかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者に責任のない理由で、当初の工期を変更する場合、通常よりもかなり短い期間を工期で契約を変更した場合

## 工期ダンピングをすると、どうなるのですか

- 発注者に対し、国土交通大臣又は都道府県知事が必要な勧告を行うことがあります。
- また、勧告に従わない場合は、公表される場合があります。

## 工期ダンピングをならないようにするためには、 どうすればよいですか

- 請負契約を締結するまでに、工期の設定に影響を及ぼす事象(※)について、建設業者に情報を提供してください。  
※地盤の沈下や地下埋設物による土壌の汚染など地中の状態に起因する事象。騒音や振動など周辺環境に配慮が必要な事象
- 建設業者に、工期の見積りを依頼してください。
- 請負契約の締結にあたっては、「工期に関する基準」や建設業者の見積りを踏まえ、建設業者と協議・合意し、適正な工期を設定してください。
- 売買や賃貸借をする場合は、その相手方に、災害や不可抗力等により、引渡日の変更がありうることを説明してください。

# 「工期に関する基準」 チェックリスト

- 自然要因（降雨日、降雪日など）を考慮しましたか。
  - 時間外労働の上限規制や週休2日等を考慮しましたか。
  - イベント（年末年始、夏季休暇、交通規制が必要な時期など）を考慮しましたか。
  - 敷地の制約条件（鉄道、通学路、住宅地域など）を考慮しましたか。
  - 受注者と協議・合意の上で工期を決定しましたか。
  - 分離発注の場合、個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定しましたか。
  - 関係者（地元住民、電力・ガス事業者など）との調整に要する時間を考慮しましたか。
  - 行政への申請に要する時間を考慮しましたか。
  - 労働者の安全及び健康を確保するため、十分な工期を設定しましたか。
- （当初の工期で施工できない場合）
- 当初の工期で施工できない場合、受注者と協議のうえで、工期の延長や請負代金額の変更等の変更契約を締結しましたか。
  - 分離発注の場合、前工程の遅れが、後工程へのしわ寄せにならないよう、工事の進捗に応じて個々の工事の調整を行っていますか。

※このほかに、工程別や分野別に考慮すべき事項もありますので、下記のURLで確認の上、適正な工期を設定してください。

[https://210.248.150.33/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000190.html](https://210.248.150.33/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html)